

長野県国土調査事業補助金交付要領

制定 平成29年2月22日付け28農整第871号農政部長通知
最終改正 令和2年4月14日付け2農整第62号農政部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び長野県国土調査事業補助金交付要綱（平成29年2月22日付け28農整第871号。以下「要綱」という。）に基づき、補助事業者が行う国土調査事業に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(県事業計画)

第2 知事は、要綱別表第1の1の補助事業であって、要綱第3の割当の内々示をした場合は、速やかに、国土調査法第6条の3第2項の規定による事業計画を定め、同条第5項の規定により県報等により公表するよう努めるものとする。

(内示)

第3 知事は、補助金の割当の内示をしようとするときは、補助事業者に対し、割当内示通知書（要綱別表第1の1の補助事業にあつては、様式第1号、要綱別表第1の2の補助事業にあつては、様式第1-1号）により通知するものとする。

(交付決定)

第4 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定は、交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者へ通知して行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5 知事は、規則第5条又は要綱第5に規定するもののほか、補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）が、補助事業を遂行するため、委託又は工事請負の契約を締結する場合には、競争入札等に参加しようとする者に対し、契約に係る入札参加停止及び指名停止等に関する申立書（様式第3号）の提出を求め、この申立書の提出のない者を競争入札等に参加させないことを補助金の交付の条件とする。

(変更交付決定)

第6 知事は、要綱第7の国土調査事業補助金変更交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金額の変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(変更承認)

第7 知事は、要綱第5第2号から第4号までの承認について、次の各号の書類を補助事業者へ通知して行うものとする。

- (1) 要綱第5第2号の場合 国土調査事業中止（廃止）承認通知書（様式第5号）
- (2) 要綱第5第3号の場合 国土調査事業完了期限延長承認通知書（様式第6号）
- (3) 要綱第5第4号の場合 国土調査事業繰越承認通知書（様式第7号）

(補助事業の状況確認等)

- 第8 知事は、要綱第9第1項の報告があったときは、速やかに予算流用、減額、繰越その他の変更について十分検討を行うものとする。
- 2 知事は、前項の検討により、予算流用及び繰越が必要と認められるときは、必要な手続を行うものとする。
- 3 知事は、要綱第7又は第8により補助事業者から国土調査事業補助金変更交付申請書(要綱様式第3号)等の提出があったときは、必要に応じて更に資料を求めることができるものとする。
- 4 前3項の規定は、要綱第9第3項の報告があった場合に準用する。

(修補及び再度の完了検査)

- 第9 補助事業者は、要綱第11の完了検査を行った結果、調査内容及び成果品等に不備があった場合において、調査等を行った者に対し修補の指示を行ったときは、修補の完了後、速やかに再度の完了検査を行うこととし、完了検査及び再度の完了検査の結果を総合して国土調査事業検査状況調書(要綱様式第9号)を作成するものとする。

(補助事業の完了確認等)

- 第10 知事は、要綱第10の国土調査事業完了確認申請書(要綱様式第8号)の提出があったときは、速やかに、できる限り2人以上の職員を指定して補助事業の完了確認を行うものとする。
- 2 知事は、要綱別表第4の書類等及び国土調査事業検査状況調書(要綱様式第9号)等により完了確認を行うものとする。
- 3 前2項の完了確認は、交付決定のあった日の属する年度(繰越承認があった場合は、繰越承認のあった翌年度)の3月25日までにを行うものとする。
- 4 知事は、補助事業の完了確認を行ったときは、完了確認調査書(要綱別表第1の1の補助事業にあつては、様式第8号、要綱別表第1の2の補助事業にあつては、様式第8-1号)を作成し、第2項の完了確認等において確認した書類の写し又は写真等を添付するものとする。
- 5 前項の完了確認調査書(要綱別表第1の1の補助事業にあつては、様式第8号、要綱別表第1の2の補助事業にあつては、様式第8-1号)には、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる書類の写し又は写真を添付するものとする。
- (1) 要綱別表第4(1)
- ア 地籍調査費
要綱別表第4(1)アに規定する書類等の存在がわかるよう、書類等を机上に並べ撮影した写真
- イ 地籍調査促進緊急対策事業費
要綱別表第4(1)イに規定する書類等の内容がわかる書類等の写し
- (2) 要綱別表第4(2)及び(3)
- 要綱別表第4(2)及び(3)に規定する書類等の内容がわかる書類等の写し
- 6 前5項の規定は、要綱第10第2号の国土調査事業出来高確認申請書の提出があった場合に準用する。

(補助事業者への指示、決定の取消等)

第11 知事は、第10の完了確認を行い、又は必要な確認を行った結果、補助事業の遂行について適正でないと判断したときは、補助事業者に事業の変更、中止又は廃止について指示を行うものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が規則第15条第1項各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 補助事業者は、第1項による事業の変更、中止又は廃止の指示があったときは、速やかに要綱第7又は第8の申請を行うものとする。

(予算の不執行)

第12 知事は、要綱第7又は第8の事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合において、やむを得ないと認めるときは、補助事業に係る予算を不執行とする。

(実績報告)

第13 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認があったときは、要綱第13第2項に定める日までに国土調査事業実績報告書(要綱様式第10号)により知事に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第14 知事は、第10の完了確認を行い、補助事業の遂行について適正と判断したときは、20日以内又は交付決定のあった日の属する翌年度(繰越承認があった場合は、繰越承認があった翌々年度)の4月10日のいずれか早い日までに国土調査事業補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15 知事は、要綱第14の請求があったときは、交付決定のあった翌年度(繰越承認があった場合は、繰越承認のあった翌々年度)の4月24日までに補助事業者に支払うものとする。

2 知事は、要綱第14第2項の概算払の請求があったときは、速やかに補助事業者に支払うものとする。

(財産処分の承認)

第16 知事は、要綱第16第3項の国土調査事業財産処分承認申請書(要綱様式第12号)が提出されたときは、国土交通大臣と協議の上、財産処分の適否について、国土調査事業財産処分承認(不承認)通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 長野県地籍調査事業事務取扱要領(平成16年3月25日付け15農村第538号農政部長通知)は、この要領の施行日に廃止する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成30年3月5日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成31年2月14日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和2年4月14日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

(様式第1号) (第3、第6関係) (割当内示)

番 号
年 月 日

補助事業者 様

長野県 知 事 印

年度国土調査事業（地籍調査費）補助金の（変更）割当内示に
ついて（通知）

年度国土調査事業（地籍調査費）補助金の割当内示について、下記のとおり補助金の割当内示を（変更）しますので、長野県国土調査事業補助金交付要綱第4（第7）の規定による補助金（変更）交付申請書を提出してください。

記

- | | | |
|---|--------------|-------|
| 1 | 事業費（変更後） | 円 |
| 2 | 補助金（変更）割当内示額 | 円 |
| 3 | 提出部数 | 部 |
| 4 | 提出期限 | 年 月 日 |

(様式第1-1号) (第3、第6関係) (割当内示)

番 号
年 月 日

補助事業者 様

長野県 知 事 印

年度国土調査事業（地籍調査促進緊急対策事業費）補助金の
（変更）割当内示について（通知）

年度国土調査事業（地籍調査促進緊急対策事業費）補助金の割当内示について、下記のとおり補助金の割当内示を（変更）しますので、長野県国土調査事業補助金交付要綱第4（第7）の規定による補助金（変更）交付申請書を提出してください。

記

1	事業費（変更後）	円
2	補助金（変更）割当内示額	円
3	提出部数	部
4	提出期限	年 月 日

(様式第2号) (第4関係) (交付決定)

長野県	指令	第	号
(補助事業者名)			
年 月 日	付けで申請のあった国土調査事業補助金	円を次の条	
件を付して交付します。			
年 月 日			
	長野県	知	事 印
補助金交付の条件 別紙のとおり			

別紙 (補助金交付の条件)

補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土調査法（昭和26年法律第180号）、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官依命通達）、国土調査事業事務取扱要領（昭和45年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）、長野県国土調査事業補助金交付要綱（平成29年2月22日付け28農整第871号）、長野県国土調査事業補助金交付要領（平成29年2月22日付け28農整第871号）に定めるところによるほか、2以下に掲げる事項に従わなければならない。
- 2 事業の実施に当たっては、工程管理を厳正にし、履行期間内に完了するとともに適正に補助事業を管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に関する証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5か年間保管しなければならない。
ただし、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 補助事業者は、当該補助事業により取得した機械を貸付けする場合には、当該購入費の額から補助金に相当する額を控除した額の償却と維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料でなければならない。
- 5 補助事業者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図り、1件の取得価格50万円以上のものにつき、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内において、これを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
なお、当該期間内に承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 6 補助事業者は、当該補助事業が完了し又は中止若しくは廃止された場合において、当該補助事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 7 補助事業者は、交付決定の金額、調査面積、工程又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 8 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請して承認を受けること。
- 9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業が年度内に完了する場合に限る。）は、速やかに知事に申請して承認を受けること。
- 10 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないときは、速やかに知事に申請して承認を受けること。
- 11 補助事業者は、補助事業を行うため締結する委託及び工事請負の契約に当たっては、国土交通省又は地方自治体から入札参加停止及び指名停止の措置等を受けている者を競争入札に参加させないこと。※

(注) ※11は、補助事業者が地方公共団体以外である場合に記載

(様式第3号) (第5関係)

契約に係る入札参加停止及び指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

補助事業者 様

所在地
商号又は名称
代表者



当社（私）は、あなたが発注した〇〇契約の競争参加に当たって、現在、国土交通省の機関又は地方公共団体から〇〇の契約に係る入札参加停止及び指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 この申立書は、補助事業者が地方公共団体以外の場合に限り、使用する。
2 〇〇には、「業務委託」「工事請負」のいずれかを記載すること。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が国土交通省の機関から履行地域における入札参加停止又は指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた入札参加停止又は指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(様式第4号) (第6第2項関係) (補助金額変更交付決定)

長野県		指令	第	号
(補助事業者名)				
金	年	月	日	付けで申請のあった国土調査事業補助金の金額等の変更は、
	円を金		円	に変更します。
	年	月	日	
長野県		知	事	印

(様式第5号) (第7第1号関係) (国土調査事業中止(廃止)承認)

長野県		指令	第	号
(補助事業者名)				
し	年	月	日	付けで申請のあった国土調査事業の中止(廃止)を承認
ます。				
	年	月	日	
長野県		知	事	印

(様式第6号) (第7第2号関係) (国土調査事業完了期限延長承認)

長野県		指令	第	号
(補助事業者名)				
し	年	月	日	付けで申請のあった国土調査事業の完了期限の延長を承認
ます。				
	年	月	日	
長野県		知	事	印

(様式第7号) (第7第3号関係) (国土調査事業繰越承認)

長野県		指令	第	号
(補助事業者名)				
	年	月	日	付けで申請のあった国土調査事業の繰越を承認します。
	年	月	日	
長野県		知	事	印

(様式第8号) (第10第4項関係)

検 印

完了(出来高)確認調査書

年 月 日

長野県知事 様

調査者 職 氏 名 印
 調査者 職 氏 名 印

市町村の国土調査事業(地籍調査費)の完了(出来高)確認調査の結果は、下記のとおりです。

記

調査年月日	年 月 日
完了(出来高)年月日	年 月 日
事業費	円
補助事業費	円
調査内容	① 予算の執行状況、② 書類の整備状況、③ 事業の執行状況
確認した証拠書	要綱別表第4 事業の履行を証する証拠書類 地籍図根三角点網図 <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点網図 <input type="checkbox"/> 調査図 <input type="checkbox"/> 調査図一覧図 <input type="checkbox"/> 細部図根点配置図 <input type="checkbox"/> 成果簿 <input type="checkbox"/> 原図 <input type="checkbox"/> 地籍図一覧図 <input type="checkbox"/> 地籍測定成果簿 <input type="checkbox"/> 地籍簿 <input type="checkbox"/> 実際に取り引された事実を示す証拠書類 補助事業者から受託業者等への支払に係る支出命令書 <input type="checkbox"/> 補助事業者により行われた完了検査を示す書類 補助事業者が行った委託事業の検査調書 <input type="checkbox"/> 国土調査事業状況調書 <input type="checkbox"/> その他 ()
調査立会人	
所 見	

- (注) 1 附表を添付すること。
 2 「確認した証拠書」については、写し、写真等を添付すること。

(附表)

補助事業者名 _____

1 予算執行状況

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	執 行 状 況
県補助金		
市町村費		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	執 行 状 況
1 直接経費		
(1) 賃金		
(2) 報酬		
(3) 給料		
(4) 職員手当等		
(5) 報償費		
(6) 費旅費		
(7) 需用費		
(8) 使用料及び賃借料		
(9) 安全費		
(10) 精度管理費		
(11) 委託料		
(12) 備品費		
2 附帯経費		
(1) 賃金		
(2) 報酬		
(3) 給料		
(4) 職員手当等		
(5) 報償費		
(6) 旅費		
(7) 需用費		
(8) 使用料及び賃借料		
(9) 備品費		
(10) 共済費		
(11) 災害補償費		
(12) 役務費		
(13) 補償補填及び賠償費		
(14) 公課費		
計 (1 + 2)		

(様式第 8 - 1 号) (第10第 4 項関係)

検 印

完了 (出来高) 確認調査書

年 月 日

長野県知事 様

調査者 職 氏 名 印
調査者 職 氏 名 印

市町村の国土調査事業 (地籍調査促進緊急対策事業費) の完了 (出来高) 確認調査の結果は、下記のとおりです。

記

調査年月日	年 月 日
完了 (出来高) 年月日	年 月 日
事業費	円
補助事業費	円
調査内容	① 予算の執行状況、② 書類の整備状況、③ 事業の執行状況
確認した証拠書	要綱別表第 4 事業の履行を証する証拠書類 地籍調査の成果の認証の請求に係る添付書類等 <input type="checkbox"/> 地籍調査の成果の認証に係る国土交通大臣からの承認通知 <input type="checkbox"/> 実際に取引された事実を示す証拠書類 補助事業者から受託業者等への支払に係る支出命令書 <input type="checkbox"/> 補助事業者により行われた完了検査を示す書類 補助事業者が行った委託事業の検査調書 <input type="checkbox"/> その他 ()
調査立会人	
所 見	

(注) 1 附表を添付すること。

2 「確認した証拠書」については、写し等を添付すること。

(附表)

補助事業者名 _____

1 予算執行状況

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	執 行 状 況
県補助金		
市町村費		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	執 行 状 況
地籍調査促進緊急対策事業費		
委 託 料		
計		

(様式9号) (第14関係) (国土調査事業補助金額確定)

長野県		達	第	号			
				(補助事業者名)			
年	月	日	付け長野県	指令	第	号	で交付決定
した国土調査事業補助金の額を、金		円に確定します。					
年	月	日					
				長野県	知	事	印

(様式第10号) (第14関係) (国土調査事業財産処分承認(不承認))

長野県		指令	第	号		
				補助事業者名		
年	月	日	付け	第	号	で申請のありました補助金の国土調査事業財産
処分について、下記のとおり承認します。(下記の理由により承認できません。)						
年	月	日				
				長野県知事	印	
記						
1 財産の処分内容						
2 処分対象の財産内容						
3 取得時の状況						
事業名	取得財産の内容	取得金額	取得年月日	取得金額の内容		摘要
				補助金	その他	
4 処分別の条件等						
(不承認の理由)						

(注) () は、承認しない場合に記載